

## 宝塚医療大学主催

# 2025年度 社会福祉士実習指導者講習会開催要項

この度、宝塚医療大学社会福祉士養成課程では、新カリキュラムに対応した内容で社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。2012年4月から実習指導者の要件として、社会福祉士資格登録後の3年以上の相談援助実務経験の他、実習指導者講習会の修了が義務付けられています。実習指導者担当予定の方は是非ご受講ください。また、本学社会福祉士養成課程の実習受入をご検討いただく機会としてもご活用いただけます。本講習は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働大臣に届け出たものです。

### 日程・定員・実施方法・内容

日程	【第1期】2025年 8月24日(日)、31日(日) 【第2期】2025年 12月14日(日)、21日(日)
受講定員	20名 ※定員に達した場合、受付を修了します。また、当講習会はグループワークが含まれます。講義の質を担保するため、受講人数が一定数に満たない場合は開講中止となる場合がありますのでご了承下さい。
実施方法	zoom ミーティングによるオンライン研修
内容	社会福祉士を対象とした2日間前の研修です。 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成です。)

### プログラム

#### ◆1日目

時間	科目名	授業形式	時間数	内容
9:00~9:30	入室			
9:30~9:40	オリエンテーション			
9:40~11:40	実習指導概論	講義	2	1.社会福祉士の意義と役割 2.実習の制度上の枠組みと意義 3.ソーシャルワーク実践と実習プログラム

				4.個人情報保護と実習での対応 5.実習指導における専門職の役割
11:40~12:40	休憩			
12:40~14:40	実習マネジメント論	講義	2	1.実習マネジメントの意義と対象 2.施設・機関内における実習マネジメント 3.施設・機関外における実習マネジメント 4.実習におけるリスクマネジメント 5.実習マネジメントの実際
14:40~14:50	休憩			
14:50~17:50	実習プログラミング論	講義	3	1.実習プログラムの考え方 2.実習プログラミングの方法 3.実習の展開方法 4.実習プログラム構築の具体例
17:50~18:00	事務連絡・1日目終了			

◆2日目

時間	科目名	授業形式	時間数	内容
9:00~9:30	入室			
9:30~11:30	実習スーパービジョン論	講義	2	1.「スーパービジョン」の基礎理解 2.実習スーパービジョンの特質 3.実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4.実習スーパービジョンの実際
11:30~12:30	休憩			
12:30~17:50	実習スーパービジョン論	演習	5	実習におけるスーパービジョンの展開方法
17:50~18:00	2日目終了・事務連絡			

## 申込方法等

### 1. 受講対象者・資格

- ①社会福祉士であること。
- ②資格取得後に3年以上の相談援助実務経験を有し、現在 実習指導を行っている、または将来的に実習指導を行う予定のある者。
- ③zoom ミーティングに参加できること。

### 2. 受講料

- ①本学、本課程、グループ校 在校生、卒業生、修了生 (2日間) 10,000円
- ②本学、本課程の実習施設・機関にお勤めの方 (2日間) 10,000円
- ③その他 (2日間) 15,000円

※受講料以外にテキスト代が別途必要です。

### 3. 申込方法

- ①別紙「宝塚医療大学社会福祉士実習指導者講習会」受講申込書
- ②「社会福祉士登録証」の写し

上記2点をメール([sw-sidousha@tumh.ac.jp](mailto:sw-sidousha@tumh.ac.jp))に添付してお送りください。

メール添付が難しい場合は、郵送にてお送りください。

### 4. 申込受付期間

【第1期】に受講を希望される方は 2025年7月1日(火)～8月8日(金)(必着)

【第2期】に受講を希望される方は 2025年11月1日(土)～11月28日(金)(必着)

※必ず上記期間内にお申込み下さい。

### 5. 受講可否の通知

申込締め切り日から7日以内にメールにてご連絡します。受講可の場合、受講案内、受講料の納入方法、キャンセルの扱い、zoom ミーティングの詳細、テキストの購入等についてご案内します。

### 6. 申込上のご注意

- ①受講申込書に記入間違いや記入漏れのないようにご入力下さい。
- ②受講申込書の「申込者氏名」「生年月日」「自宅住所」は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますのでお間違えないようにご入力下さい。

### 7. 研修テキスト

『新版・社会福祉士実習指導者テキスト』日本社会福祉士会編集中央法規出版 2022年を研修テキストとしています。実習指導者講習会当日までにご用意ください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

### 8. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修です。全科目の受講が修了認定の要件になります。受講の際はカメラをONにした状態で受講していただきます。15分以上の遅刻・早退や欠席がある場合は修了となりません(通信不良による場合も同様です)。
- ②認定研修のため、1日目と2日目をセットで受講いただきます。また、別日程での振替はありません。
- ③修了者には、修了証を発行します。再発行はできませんのでご注意ください。

### 9. 備考

受講中、許可なく撮影、録画をすることは固くお断りしています。

## 10.オンライン研修の受講方法、および注意事項等について

本研修では、zoomにおいてマイク音声、自身の画像を表示して受講することが条件となりますので、研修までに、必要な機器をご準備ください。

長時間にわたり、受講していただくため、安定した自宅等でのインターネット回線(Wi-Fi等)での受講を推奨いたします。

### 【注意】

研修単位について:本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として研修認証されています。本研修の全課程を修了することで単位を取得できます。

科目の区分:認定社会福祉士/共通専門/サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名:人材育成系科目 I

単位数:1単位

### 【参考】

以下は受講にあたっての参考にしてください。

**第四条八号**: 実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（実習指導者に関する経過措置）

**附則第五条 2**: 相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日までの間において第四条第一項第八号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

## 【お問合せ・申込先】

宝塚医療大学社会福祉士養成課程 実習指導者講習会担当

電話 06-6374-6300（問合せ対応時間:平日 9:00~16:30）

E-mail:[sw-sidousha@tumh.ac.jp](mailto:sw-sidousha@tumh.ac.jp)

〒531-0072

大阪市北区豊崎7-7-17

ホームページ:<https://www.tumh.ac.jp/>